

# 令和元年度 総務文教委員会 政務調査報告

報告者 上迫正幸

調査日 ; 令和元年 11月12日～11月14日 1泊2日

調査地 ; 11/12 福岡県宗像市 11/13 大分県豊後高田市 11/14 佐賀県鳥栖市

調査目的 ; 先進事例等を調査し市政発展に生かすため

## 福岡県宗像市 11月12日(火)

### 【調査事項】

※ 市民サービス協働化提案制度について

1. 市民サービスを協働化することのメリットについて
2. 現在の活動状況について
3. 協働化後の市民の声について

### 【宗像市の取組】

- I. 制定された宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例が、平成17年に制定され、平成19年から市民サービス協働化提案制度が施行された。
- II. 市民サービス協働化提案制度は、市が行っている全ての市民サービスに関する情報を公表し、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者（以下「民間団体等」という）が自社で行っているアイデア等を生かして、これまで市が単独で行っていた事業について、民間団体等が自ら企画、立案、提案し、採択された後、市と協働で事業を実施していく制度である。
- III. 制度の目的は、民間団体等などが行っている事業のノウハウ、アイデア等を生かして、自ら企画立案から実施まで行い積極的に市民サービスを担うことで、効果的・効率的な行政運営の推進等を目指しているとのことであった。
- IV. 行政は協働化の相手が決定したら、相手に事業を丸投げしない事、市と団体等が協働で行う事がポイントである。また団体等と築いた信頼を大切に、馴れ合いにならない様に毎年、毎年反省しながら行っていくことも大事な事である。
- V. 提案できる団体は、3人以上で組織する市民活動団体（宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例で定められている市民公益活動団体）であった。
- VI. 提案の対象となる市民サービスは、民間団体等に委託するものを除き、市が直営で行っているすべての市民サービスで、次に該当する市民サービスについては、原則対象外としていた。

## 【調査結果・総括】

### 1. 市民サービスを協働化することのメリットについて

- ・ 人事異動によって遅滞していた市民サービスの引継ぎがスムーズになったとのことである。
- ・ 行政の支援(伴走支援)によって市民団体との信頼関係が構築されたていた。
- ・ 団体と市職員が共働することによって行政がマンネリ化しない。

### 2. 現在の活動状況について

「元気な市民と、元気なまちづくり」をキャッチフレーズに、これまで市が行っていた事業について、民間団体等がノウハウ、アイデア等を生かして、自ら企画立案から実施まで行い、積極的に民間団体等が市民サービスを担っていた。

#### 【採択された事業の事例】

- ・ 市のPR冊子の作成 → NPO 法人が担う
  - ・ ポイ捨て防止環境美化事業 → 市民活動団体が担う
  - ・ 成人式 → 青年会議所が担う
  - ・ 花いっぱい運動 → 株式会社が担う
- 上記以外に、市営住宅の修繕(建設団体)野球場の管理など

### 3. 協働化後の市民の声について

今回の調査において直接市民に聞く機会はなかったが、毎年同じならない(馴れ合い)ように、民間団体が実施する市民サービス期間は原則単年度であるが、複数年度実施することで効果が認められるものについては最長4年度を上限に複数年実施でき、事業終了後再提案もできるとのことであり、今まで複数回にわたって再々提案し採択された団体が6団体あり、市民と行政との信頼関係が構築されていることが伺えた。

また、制度よりも必要性に応じて、協働で実施することが大事であり、協働は目的ではなくまちづくりの重要な手段である。との認識で取り組んでいることに感銘を受けた。

### 4. これからの問題

- ・ 市民の求める変化にいかに関局がついていけるのか
- ・ 現団体の次の世代の育成(人材育成) = 30歳~40歳世代
- ・ 市民の高齢化(扶助費の増大)による市民サービスの低下、予算の確保など
- ・ 団体と市側の協力体制の軟弱化
- ・ 順調に進んでいる事業に対する市民の満足度とそうでない事業との市民の声のギャップ

# 大分県 豊後高田市 11月13日(水)

## 【調査事項】

### ※ 定住促進について

- (1) 地域が主体の空き家の掘り起しについて
- (2) 移住者との連携(移住者のスキルの積極的な活用)について
- (3) 就労家賃支援応援金について
- (4) たくさんのことが実現できる理由について

### ※ ふるさと納税について

- (1) ふるさと納税のアピールの仕方について

## 【豊後高田市の取組】

### ※ 定住促進について

豊後高田市の定住促進策

—— 移住から定住へ ——

#### 1. 取り組みについての経過

豊後高田市は、1950年(S25)に約5万人いた人口が、2005年(H17)の合併時では約2万6千人まで減少し、その合併後からも、現在は2,000人以上減少し、最盛期の半分以下の人口となっている。

減少の原因は、都会への人口流出によるものと、高齢化による死亡数の増加と出生数の減少の自然減が大きな原因のひとつとなっている。

・年間約140名(出生) 370人～380人(死亡)

#### 2. さまざまな定住促進策への取り組み

##### (1) 空き家バンク事業について (平成18年から実施)

市が運営する空き家バンクに物件を登録し、市は、その空き家バンク物件を利用したい(借りたい・買いたい)という市外在住の利用希望登録者へ情報提供を行うことで、空き家の貸し借り・売買の促進を図り、移住を応援する制度である。

##### (2) 住宅支援策

###### ① 市による宅地の提供

住宅支援策の一つは、安価で優良な宅地の提供である。2014年度には、「夢まち城台・夢まち犬田」の2か所の住宅団地の予約販売を開始し、低価格に設定するとともに、45歳以下の方には宅地のリース制度も実施している。

② 子育て世代や移住者向けの市営住宅

空き家バンクや宅地提供だけでなく、一般の公営住宅ではない特色のある市営住宅を用意することでも定住促進を図っていた。

(3) 定住応援策の紹介

① 移住体験の応援

移住希望の方の費用負担を少なくするため、空き家バンク等の物件を探すために本市に来る空き家バンクの利用登録者に、安くコテージ(2週間 32,000円)などに泊まれる『半住半旅田舎暮らし体験事業(1日～2週間まで)』や大分空港などからのレンタカーを使う場合の『レンタカー費用奨励事業(2015年度から)』など、多くの奨励金メニューを用意し、豊後高田暮らしの第一歩をサポートしている。

② さまざまな定住奨励金

『空き家リフォーム補助金』、『空き家バンク仲介手数料支援事業』など

(4) 豊後高田市の定住策のPR

いろいろな奨励金メニューや住宅などを、来てほしい方へその情報を届けるため、さまざまな情報媒体を積極的に活用し、情報発信を進めていた。

4. そのほかの取り組み

① 就労支援

② 就農支援

③ 婚活支援

④ 子育て・教育支援

⑤ 移住者懇話会

【調査結果・総括】

自然減を少しでも自然増に近づけることが人口増に向けて重要であるため、移住・定住応援策と合わせて、「高齢者がいきいきと暮らせる健康づくりの推進」や「安心して子どもを産み育てやすい環境基盤づくり」を進め、市民全員が『暮らしたい街 豊後高田』をめざし、市全体で取り組んでいきたいと考えている。とのことである。

なお現在、小中学の給食費の無料化、高校生までの医療費の無償化にも取り組んでいるとのことであり、様々な取り組みの財源は、ふるさと納税を原資としているとのことであった。その原資としてのふるさと納税は、約2億程度を充当財源として、1/2の返礼品等々の経費を除いた1億程度が原子となっているとのことである。

# 佐賀県 鳥栖市 11月14日 (木)

## 【調査事項】

※ 償却資産の申告と課税・納税について

1. 償却資産への課税の取組開始時期について

【鳥栖市の回答】

- ・ S25年の地税法改正からS40年までは記録がない
- ・ S41年からの記録が残っている

2. 申告書の配布方法について

【鳥栖市の回答】

- ・ 確定申告など税務署等の調査に基づいて該当者全員に発送している

3. 申告に対する調査について

4. 不申告や申告漏れの実態について

5. 不申告や申告漏れの実態把握について

【鳥栖市の回答】

- ・ 全体的な把握は行っていない
- ・ 特定納税者の抜き打ち調査は実施していない
- ・ 税務課職員30人のうち固定資産係9人、徴税係9人の状況では、現実的に実態調査までは困難な状況である。
- ・ 職員のスキルの向上が必要である

6. 不申告や虚偽申告への罰則該当事例について

【鳥栖市の回答】

- ・ 実例はない

7. 個人が所有している償却資産の調査について

8. 農家(個人)の申告状況について

【鳥栖市の回答】

- ・ 確定申告など税務署等の調査をしている
- ・ 事務調査に基づく実地調査による申告漏れの実態があり効果がある
- ・ 職種(事業種)ごとには分類していない

9. 申告漏れの実態把握の公平性について

【鳥栖市の回答】

- ・ 申告制であるため、新規事業者の把握はしていない
- ・ 特段の追跡調査は実施していない

10. 特例措置の状況について

【鳥栖市の取組】

種 類	決定価格(千円)	課税標準特例率	課税標準額(千円)	課税額(千円)
ガス事業用資産	18,139	2 / 3	12,093	84
新エネルギー・産業技術総合開発機構	12,433	1 / 3	4,146	118
新エネルギー・産業技術総合開発機構	399	2 / 3	286	1
公共の危害防止施設等	6,599	1 / 3	2,199	61
公共の危害防止施設等	24,371	1 / 6	4,062	284
再生可能エネルギー発電設備	575,494	2 / 3	383,863	2,685
経営力工場設備等	466,959	1 / 2	233,479	3,268
特定事業所内保育施設わが町特例適用	17,271	1 / 2	8,636	120

11. 課税通知に対する不服申し立ての状況について

12. 課税、徴税にたいする不当要求の実例について

**【鳥栖市の回答】**

- ・ 以前は反社会的な実例があったが、近年は一般市民の不服申し立てはある
- ・ 不当要求の実例はないが、職員のストレスは感じている

**【鳥栖市の課題】**

- ・ 償却資産について納税義務者(特に個人)の認知度が足りない
- ・ 市報やHPで情報発信を行っているが、更なる周知を図る広報の方法等について改善が必要
- ・ 償却資産の担当職員が他の業務(家屋等の評価・賦課)を兼任しているため新規補足や未申告者への催告懇話が不十分である
- ・ 公平・適正な課税の大前提のもとに担当だけでなく係全体での効率的な業務が求められる
- ・ いかに免税点未満の納税者にかかる時間を省き、免税点以上の納税義務者を補足することに注力できるかがカギとなる。

**【調査結果・総括】**

- ・ 九州の交通アクセスの要衝とも言える鳥栖市は、平成 29 年合併時 4 万人の人口が 7 万 3000 人、高齢化率 23%の発展途上の都市であり、市が 6 つの工業団地を造成し 201 社の企業が進出して、現在 7 つ目の工業団地の造成中で、企業誘致を進め税収増加に繋がっていた。
  - \* 市税収入に占める固定資産税の収入は 45.6%を占めている
  - \* その固定資産税の内の 24.03%が償却資産税であった
- ・ 今回の調査によって、税の公平負担の観点から償却資産に対する職員のスキルの向上が必要であることを再認識した。また、鳥栖市職員の方が個人の償却資産に対する認識が深まったのではないかと調べる調査ともなった。